

## 牛・豚コマーシャル規格撮影業務仕様書

### 1 目的

牛・豚部分肉コマーシャル規格は、食肉製造コストの低減及び食肉流通の合理化に資するため、日本食肉流通センターが商取引上の指標となる規格として、2002年3月に策定し、普及を図ってきた。しかし、現在の普及資材（規格書及び動画）は策定後20年を経過したことから、現在では衛生指導上問題があるものが含まれるなど、改善が必要となっている。

このため、令和5年度牛・豚コマーシャル規格普及資材作成事業により、コマーシャル規格（以下「CM規格」という。）に基づいた牛・豚部分肉加工の工程解説動画及び写真の撮影を行うものである。

### 2 業務の実施期間

契約締結日から令和6年1月10日（水）まで

### 3 業務内容

公益財団法人日本食肉流通センター情報部（以下「事業担当部署」という。）と情報共有、連絡調整を図りながら、以下の（1）から（4）までに掲げる内容を実施すること。

- （1）衛生的作業に配慮し、派生スペック情報の付加なども工夫した上で、現在の標準的枝肉を用いて、次世代に向けた普及資材（CM規格書及び工程解説動画）に活用できる効果的な動画・写真及びその構成方法の企画及び検討を行う企画推進委員会に参加すること。
- （2）以下の撮影現場に赴き、最新の映像技術を用いて、CM規格に基づいた部分肉加工の工程解説動画及び写真の撮影を行うこと。  
場所：公益社団法人 全国食肉学校（群馬県佐波郡玉村町大字樋越 1794）  
撮影時期：令和5年10月～同年12月の間の連続する3日間  
（※後日、関係者で協議の上、決定。）
- （3）動画及び写真の各ファイル並びにそれらをコマーシャル規格のコード体系に沿って一覧表に整理する。

### 4 成果物の提出

受託者は、3（3）の成果物1部及びその電子媒体を令和6年1月10日（水）までに、事業担当部署に提出すること。なお、電子媒体は、DVD-R等に収め、提出前にウイルスチェックを行うこと。

### 5 業務実績報告

受託者は、本業務を終了したとき（本業務を中止したときを含む。）は、業務実績報告書の1部を契約期間内に事業担当部署へ提出すること。

## 6 その他

- (1) 受託者は、企画提案書のとおり事業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の進行状況等についてメール（様式自由）により事業担当部署へ適宜報告するほか、3に係る各打合せを行うこと。さらに、事業担当部署の求めに応じて業務実施について擦り合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本業務の目的以外の使用及びその情報（個人情報を含む。）を外部に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とすること。
- (4) 一括再委託並びに総合的企画、業務遂行管理等の業務の再委託は禁止する。
- (5) 受託者は、業務の実施に当たって再委託を行う場合は、事前に日本食肉流通センターと協議を行い、承認を得ることとする。
- (6) 本業務で得られた成果は日本食肉流通センターに帰属するものとし、受託者は、本契約の履行過程で生じた成果物に関する一切の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利）及び著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 第三者が権利を有する著作物を利用する場合は、原著作者の著作権及び肖像権等の取扱いに注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- (8) 受託者は、日本食肉流通センターが成果物を活用する場合及び日本食肉流通センターが認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者の著作権及び肖像権等による新たな費用の負担を含む一切の手続きが発生しないように措置すること。それ以外の利用に当たっては、日本食肉流通センターは受託者と協議の上、その利用の取り決めをする。
- (9) 受託者は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら日本食肉流通センターの責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、日本食肉流通センターは係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (10) 事業の目的を達成するために、事業を実行するにあたって仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は事業の内容を変更する必要があるときは、日本食肉流通センターと受託者が協議を行うものとし、受託者は日本食肉流通センターの希望に対し可能な限り柔軟に対応すること。
- (11) 本事業における人件費の算定に当たっては、別紙の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (12) 受託者は、仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた事項並びに新型コロナウイルス感染症に起因して実施内容を変更する場合については、事業担当部署と適宜協議を行い、必要に応じ委託契約書に則った手続を行うこと。